平成２３年（フ）第３６２４号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　瀧川　　治
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８号
北海道標津郡標津町北２条西３丁目４番１―51号
債務者　森　美由紀
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１３１４号
横浜市栄区上郷町1575番地１　上郷公舎101号
債務者　村上はづき（旧姓高森）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３７０号
横浜市青葉区荏田西４丁目７番地10　チェリース市ケ尾201
債務者　平田　誠教
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１６号
神奈川県大和市下和田262　県営いちょう団地78―507伊関方、住民票上の住所神奈川県横須賀市池田町３丁目９番37―206号
債務者　園川　睦美（旧姓中里）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６８号
横浜市港南区芹が谷２丁目23番５―45号
債務者　巻田　裕司
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６９号
横浜市港南区芹が谷２丁目23番５―45号
債務者　巻田亜里沙（旧姓宮島・杉）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７４号
横浜市栄区元大橋２丁目１番15号　ロルフナカノＣ―203号
債務者　山城　恵子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５６５号
横浜市神奈川区神之木町９番23―604号
債務者　高橋土志也
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５９８号
横浜市鶴見区本町通２丁目108番地
債務者　佐伯　　健
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３００号
静岡県浜松市南区中田島町1656番地の２　Ｃ７―401
債務者　永田　潤矢
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第３号
岩手県釜石市浜町１丁目１番５号
破産者　有限会社若竹屋呉服店
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第３５号
岩手県釜石市大渡町２丁目５番10号
破産者　株式会社精光堂
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５８８号
東京都世田谷区等々力２丁目28番４―Ｂ106号、開始決定時の住所千葉県船橋市東船橋３丁目35番20―307号
破産者　米川りつ子（旧姓玉村）
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３４６号
愛知県あま市上萱津深見39番地の４
破産者　有限会社山本ゴム工業
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６９３号
名古屋市南区呼続３丁目21番22号
破産者　株式会社ノナカ
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７００号
愛知県小牧市大字久保一色字仲之町1225番地
破産者　中部電装工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部